

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年6月16日（平成29年（行情）諮問第249号）

答申日：平成29年8月2日（平成29年度（行情）答申第170号）

事件名：特定の指針に基づき監督上の措置を受けた公益法人が提出した営利法人等への転換に向けた計画に関する書類等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が総務大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月23日付け総官政第16号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、平成29年1月24日、行政文書開示請求書を処分庁に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が総務大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面。」旨記載されている。

イ 行政文書不開示決定通知書の記載内容

この行政文書開示請求に対し、平成29年2月23日、行政文書不開示決定通知書が決定通知されている。行政文書不開示決定通知書における「不開示とした理由」として「該当する行政文書は保有し

ていないため。」旨記載されている。

ウ 行政文書不開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記不開示決定は不当である。まず、総務省傘下の公益法人において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換された公益法人の有無及び具体的内容を明確にしていきたい。

よって、平成29年1月24日付け行政文書の開示請求について、法9条2項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定（総官政第16号、平成29年2月23日）を取り消す旨の決定を求める。

(2) 意見書

ア 審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、平成29年1月24日、行政文書開示請求書を処分庁に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が総務大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面。」旨記載されている。

イ 行政文書不開示決定通知書及び理由説明書の記載内容

この行政文書開示請求に対し、平成29年2月23日、行政文書不開示決定通知書が決定通知されている。行政文書不開示決定通知書における「不開示とした理由」として「該当する行政文書を保有していないため。」旨記載されている。また、理由説明書（下記第3）において「（1）本件対象文書の探索に当たり、本件対象文書の保有の有無について、①転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していないため、開示請求対象文書を保有していない。②転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたことがあるが、開示請求対象文書を取得していないため、保有していない。③転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたことがあり、開示請求対象文書を保有している。のいずれに該当するのか、省内全ての部局に対して照会を行ったところ、開示請求対象文書を保有しているとの回答はなく、いずれの部局においても本件対象文書の存在を確認することはできなかった。（2）審査請求人は、「総務省傘下の公益法人において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換された公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい。」という主張を理由に原処分を求めているのみであり、審査請求人から本件対象文書の存在を裏付ける主

張はなく、本件審査請求を受けて、改めて上記（１）と同様の照会を行ったが、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。」旨記載されている。

ウ 行政文書不開示決定通知書及び理由説明書の記載内容の検討

しかし、上記不開示決定は不当である。まず、総務省傘下の公益法人において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換された公益法人の有無及び具体的内容を明確にしていきたい。この内容を明確にすることにより、対象文書の存否を明確に判断することができるからである。また、対象文書が以前存在していたのか、又は存在していなかったのか、を明確にしていきたい。そして、以前存在していたが、現在存在しない場合は、その廃棄の有無及び廃棄年月日を明確にしていきたい。

よって、平成２９年１月２４日付け行政文書の開示請求について、法９条２項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定（総官政第１６号、平成２９年２月２３日）を取り消す旨の決定を求める。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 審査請求の経緯

平成２９年１月２４日付け（同月２６日受付）で、処分庁宛てに、法に基づく行政文書開示請求があった。処分庁は、同年２月２３日付けで、当該行政文書を保有していないとして不開示とする決定を行った。

本件審査請求は、原処分を取り消す旨の決定を求めるとして、平成２９年４月１７日付けで諮問庁に対し行われたものである。

２ 本件審査請求の理由について

審査請求書によると、本件審査請求の理由は以下のとおりである。

（１）総務省傘下の公益法人において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換された公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい。

（２）よって、平成２９年１月２４日付け行政文書の開示請求について、法９条２項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定を取り消す旨の決定を求める。

３ 本件開示請求及び原処分について

（１）請求文書

開示請求書によると、審査請求人が開示を求めている文書は、「１９９８年１２月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が総務大臣（平成１３年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」である。

(2) 原処分について

本件対象文書の保有の有無について省内全部局に照会したところ、いずれの部局においても本件対象文書の存在を確認できなかったため、総務省では文書を保有していないとして平成29年2月23日付けで不開示決定を行った。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の探索に当たり、本件対象文書の保有の有無について、

- ① 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していないため、開示請求対象文書を保有していない。
- ② 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたことがあるが、開示請求対象文書を取得していないため、保有していない。
- ③ 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたことがあり、開示請求対象文書を保有している。

のいずれに該当するのか、省内全ての部局に対して照会を行ったところ、開示請求対象文書を保有しているとの回答はなく、いずれの部局においても本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 審査請求人は、「総務省傘下の公益法人において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換された公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい。」という主張を理由に原処分の取消しを求めているのみであり、審査請求人から本件対象文書の存在を裏付ける主張はなく、本件審査請求を受けて、改めて上記(1)と同様の照会を行ったが、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

5 結論

以上のことを踏まえ、処分庁において、本件対象文書について取得しておらず保有していないことを理由に不開示とした決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月10日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月18日 審議
- ⑤ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公

益法人が総務大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）諮問庁の説明の要旨

ア 本件対象文書の探索に当たり、本件対象文書の保有の有無について、

- ① 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していないため、開示請求対象文書を保有していない。
- ② 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたことがあるが、開示請求対象文書を取得していないため、保有していない。
- ③ 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたことがあり、開示請求対象文書を保有している。

のいずれに該当するのか、省内全ての部局に対して照会を行ったところ、開示請求対象文書を保有しているとの回答はなく、いずれの部局においても本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

イ 本件審査請求を受けて、改めて上記アと同様の照会を行ったが、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

（2）検討

ア 本件対象文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、各部局において、執務室内、書庫及び共有ドライブを対象に探索したとのことであった。

イ 上記アの探索の方法及び範囲については、特段の問題はないと認められ、また、総務省において所管していた公益法人の中で営利法人等への転換が行われた法人の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、営利法人等への転換が行われた法人はないとのことであり、そのことも併せ考慮すると、総務省において本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であるとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、総務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史